# 青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム運営要領(案)

#### (趣 旨)

第1条 この要領は、「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (代表者会)

- 第2条 青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム設置要綱(以下「要綱」という。) 第5条第1項に基づき構成する代表者は、次の通りとする。
  - (1) 奈良県子ども・若者支援団体協議会長
  - (2) 奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課長
  - (3)削除
  - (4) 奈良県立教育研究所長
  - (5) 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課長
  - (6) 奈良県警察本部生活安全部少年課長
  - (7) 奈良県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長
  - (8) 奈良県PTA協議会長
  - (9) 奈良県高等学校 P T A 協議会長
  - (10) ㈱ドコモCS関西奈良支店長
  - (11) KDDI ㈱関西総支社長
  - (12) ソフトバンク(株)コーポレート統括 CSR 本部地域 CSR 統括部 関東・東海・関西地域 CS 部長
  - (13) 一般社団法人安心ネットづくり促進協議代表理事
  - (14) 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会代表理事

### (幹事会)

- 第3条 要綱第6条第1項に基づき設置する幹事会は、次に掲げる機関をもって構成する。
  - (1) 奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課
  - (2) 奈良県立教育研究所
  - (3) 奈良県警察本部生活安全部少年課

#### (作業部会)

- 第4条 要綱第7条第1項に基づき設置する作業部会は、各実施事業ごとに構成する。
  - 2 作業部会は、代表者会等により構成機関を定める。

# (その他)

第5条 この要領に定めのないものは、会長が別に定める。

# 附則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

この要領は、平成23年5月13日より施行する。

この要領は、平成 23 年 11 月 18 日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成25年5月16日より施行する。

この要領は、平成26年8月18日より施行する。

この要領は、平成27年5月21日より施行する。

この要領は、平成28年5月20日より施行する。

この要領は、平成29年5月19日より施行する。

この要領は、平成30年5月15日より施行する。

この要領は、令和元年5月14日より施行する。

この要領は、令和2年7月30日より施行する。

この要領は、令和3年5月21日より施行する。

この要領は、令和4年5月31日より施行する。

この要領は、令和5年9月28日より施行する。

この要領は、令和6年6月4日より施行する。

この要領は、令和7年8月28日より施行する。